

観光立国の推進

国際競争力のある観光地づくりに向けた地域の取組みに係る特例措置の創設 (不動産取得税)

国際競争力のある観光地づくりを成功させるためには、地域の統一的な観光地づくり戦略のもとで、官民が総合的・一体的な取組みを行うことが重要であることから、外客誘致法の改正を踏まえ、認定構想推進事業者（民法34条に規定する法人に限る）が取得する文化財保護法の規定に基づく文化財に指定又は登録された不動産に係る特例措置を創設する。

不動産取得税：課税標準 1 / 2 控除



外客誘致法とは、外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律をいう。

認定構想推進事業者とは、民間を主体とした法人であって、市町村の作成する地域観光振興計画に沿って「民間地域観光振興事業構想」を作成し、当該市町村により認定を受けたものをいう。